

令和 年度分 運行実績報告書

登録番号
沖縄

申請者

	月分	月分	月分	合計
専ら身体障害者等のための利用【構造減免】	日	日	日	日
対象社会福祉事業のための利用【社会福祉法人減免】	日	日	日	日
その他（事務の用含む）	日	日	日	日
計（ + ）	日	日	日	日
利用割合 / <small>（小数点以下切り上げ）</small>	%	%	%	%

構造減免：車いす移動車、身体障害者輸送車又は入浴車で身体障害者等のための利用割合が、3ヶ月とも又は3ヶ月の合計で80%以上となる自動車対象です。

社会福祉法人減免：社会福祉法人が対象社会福祉事業（下表に掲げる事業）の用に供するための利用割合が、3ヶ月とも又は3ヶ月の合計で50%以上となる自動車対象です。

申請理由に応じ、【構造減免】か【社会福祉法人減免】のいずれかに にチェックしてください。

直近3ヶ月の運行実績を記載ください。（運行がない日は日数に含めません。）

新規登録のため実績がない場合は運行計画書を、その他運行実績がない場合は理由書を添付ください。

【対象福祉事業】（社会福祉法人減免申請の方は該当事業欄に☑）

社会福祉協議会

本来の事業の用に供する。

社会福祉法第2条第2項に規定する事業のうち次の事業（第1種社会福祉事業）

- 救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業
- 生計困難者に対して助葬を行う事業
- 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 障害者支援施設を経営する事業
- 授産施設を経営する事業

社会福祉法第2条第3項に規定する事業のうち次の事業（第2種社会福祉事業）

- 障害児通所支援事業、障害児相談支援事業
- 母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業
- 母子・父子福祉施設を経営する事業
- 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業
- 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- 障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業
- 地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- 身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 知的障害者の更生相談に応ずる事業